

相馬地方基幹相談支援センター事業実施要綱

(令和元年12月9日告示第10号)

(目的)

第1条 地域における障害者相談支援の中核的な役割を担うため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条の2の規定に基づき実施する相馬地方基幹相談支援センター事業(以下「事業」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は相馬地方広域市町村圏組合とする。

2 相馬地方広域市町村圏組合管理者(以下「管理者」という。)は、事業の全部又は一部について、適切に事業運営できると認める指定一般相談支援事業者又は指定特定相談支援事業者(以下「事業者」という。)に事業の実施を委託することができる。

(業務内容)

第3条 事業者は、次に掲げる業務を実施するものとする。

- (1) 障害の種別にかかわらず、総合的及び専門的な相談支援に関するこ。
- (2) 相談支援事業所に対する指導、助言、人材育成の支援、研修会及び地域の相談支援体制の強化の取り組みに関するこ。
- (3) 障害者支援施設を退所した者又は病院を退院した者に対する地域移行及び地域定着の促進のための取り組みに関するこ。
- (4) 障害者の権利擁護及び虐待の防止に関するこ。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める業務に関するこ。

(職員配置等)

第4条 事業者は、事業の実施にあたり、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員(相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等いずれかの資格を有する職員)を1人以上配置するものとする。

2 前項の職員は、事業に支障のない範囲において、他の業務と兼務するこができる。

(遵守事項)

第5条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制、職務環境、訪問手段等を定めなければならない。

- 2 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 3 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、管理者、家族等に対して速やかに連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 4 事業者は、従業者、会計及びサービス提供記録に関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。
- 5 事業者及び従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

(利用料)

第6条 事業に係る利用料は、これを無料とする。ただし、事業の利用に基づき受けることとなるサービスについては、この限りではない。

(報告)

第7条 事業者は、事業の実施状況を定期的に管理者に報告するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月9日から施行する。